

# KNC NETWORK NEWS

2016年7月30日 発行

## 夏の花・花言葉

- ・あさがお……「固い絆」、「はなかい恋」、「愛情」
- ・ひまわり……「崇拜」、「愛慕」
- ・ダリア……「華麗」、「優雅」、「気品」、「威厳」、「移り気」



(有)北野財経システム  
税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島7-1-26  
オリエンタル新大阪ビル707号  
TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851  
http://kncc.co.jp

## 気になる記事: 年金債務最大91兆円、昨年末、上場3600社マイナス金利で積み立て不足26兆円重荷

上場企業の年金債務が2015年度末で91兆円と過去最大に膨らんだ。年金債務は企業が年金・退職金を支払うために現時点でどれだけ蓄えておくべきかを示す。マイナス金利政策の影響で金利水準が全般に下がって運用環境が悪化し、年金債務を厳しく見積もらないといけなくなった。

経営一言: 先生や友達、マスコミなどいろんなものに支配され思考の独立性を失っているように思える。会社も、会長や社長が「答え」だと思ってしまうとバランスを欠いた組織になる。  
(ディー・エヌ・エー会長 南場 智子氏)

— 所長コメント: 既成概念にとらわれて、権力や長いものに巻かれてしまうと思考停止となり、新しい発想が閉ざされてしまいます。今あるものが絶対ではない。常に流動的に変化しているのです。—

## 壁紙の張替をした場合、修繕費か資本的支出か 《税務》

固定資産を修繕した時の費用は税務上、「修繕費」としてその年に費用計上します。たとえ社会一般的には「修繕」とされるものでも、固定資産の価値を高める修理や改良をした時は、「資本的支出」として、耐用年数に応じて費用計上します。費用計上できるという点では同じですが、計上できる年数(回数)が異なるので注意が必要です。

例えばアパートの壁紙を張り替えたときの費用は、修繕費として損金に算入できます。壁紙を新しくすれば建物の取得価額にプラスの影響を与えますが、「通常の維持管理のため」または「毀損した建物の原状回復のため」とみなされることから、固定資産の価値を高める修理(資本的支出)とはなりません。

## 陰湿化する職場、増加する職場いじめ・嫌がらせ 《経営》

職場でのいじめや嫌がらせが後を絶たないようです。厚生労働省が発表した「平成27年度における個別労働紛争解決制度の施行状況」によりますと、総合労働相談件数は8年連続で100万件を超え、その内「いじめ・嫌がらせ」は66,566件で4年連続トップとなっています。

職場のいじめや嫌がらせとして例示されることが多いのは、無視をする、他の従業員よりきつい口調で話す、通常より多い仕事を割り振る、無理なノルマを課す、全く仕事をさせない、現状の仕事とは全くかけ離れた電話対応や掃除のみに従事させる等です。

一方、単なるモラルの問題を超え、刑事事件にまで発展してもおかしくないケースも頻発しています。「死ね」、「辞めろ」、「殺すぞ」、「クズ野郎」等、侮辱的で脅迫的な暴言を浴びせる、刃の出したカッターナイフを投げつける、机や椅子を蹴る等の暴力に及ぶ等、信じがたい事例もままあります。また、女性職員にいれあげた挙句のストーカー事案にまで発展するケースもあります。

近年では労働者側もスマートフォンで録画や録音する等自衛手段も増えており、いざとなると証拠が残りやすくなっています。職場に警察が介入するような事態だけは、絶対に避けるべきでしょう。

## 定年退職後、会社に残った場合の退職金処理 《税務》

退職手当は通常の給与と比べ、税制面で優遇されています。長年の勤務に対する報奨としての性格のほか、退職後の生活保護の意味合いがあるためです。

役員が定年退職で退職金を受け取ったが後、そのままの肩書きや勤務体系で会社に残ることがあります。常勤役員が非常勤役員になるケースや、取締役が監査役になとなるケースがこれに当たります。このときに受け取った退職金ですが、役員の肩書きだけが変わり、実際の仕事や報酬があまり変わらないのであれば、税務上で優遇される退職金にはなりません。

また、子どもに社長職を譲ったものの、子どもの力量に不安を感じて親が取締役にとどまり、いつでも「再登板」できるような状態の時も、実質的に退職したことにはならず、税優遇の対象外になります。

## 相続開始前3年以内の贈与 《相続》

相続で財産を取得した人が、被相続人から相続開始前3年以内に贈与を受けた財産があるときは、その人の相続税の課税価格の贈与を受けた財産の贈与時の価格を加算します。その加算された贈与財産の価額に対応する贈与税額は、加算された人の相続税に計算上、控除されます。ここでいう贈与財産は、贈与税の対象ではなかった財産も含まれます。そのため、基礎控除額110万円以下の贈与財産であっても、3年以内の贈与であれば課税価格の合計に算入します。ただし、相続開始前3年以内に贈与を受けていた財産でも、相続税の課税価格に加算しなくてよい財産がいくつかあります。贈与税の配偶者控除額に相当する金額や、住宅ローン、教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与の控除特例で非課税適用を受けた金額については、加算する必要がありません。